諮問庁:内閣総理大臣

諮問日:令和2年4月24日(令和2年(行情)諮問第217号)

答申日:令和3年4月19日(令和3年度(行情)答申第11号)

事件名:特定文書番号で特定された文書に関する決裁文書処理簿の不開示決定

(不存在) に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成31年4月15日閣広第113号で特定された文書に関する決裁 文書処理簿(内閣官房文書取扱規則様式第5号)」(以下「本件対象文 書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、 妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月25日付け閣広第15 8号により内閣広報官(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定 (以下「原処分」という。)の取消しを求める。

2 審査請求の理由

関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

令和2年1月28日付けで受け付けた、処分庁による法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分)に対する審査請求については、以下の理由により、原処分維持が適当であると考える。

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、処分庁において、当該請求に係る対象文書を保有しておらず、不存在を理由とする不開示の決定(令和元年12月25日付閣広第158号)を行ったところ、審査請求人より「関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」ことを理由とし、「不開示決定の取消し」を趣旨とする審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁が平成31年4月15日付閣広第113号の行政文書開示決定通知書により全部開示決定した「平成30年12月28日付 総理大臣官邸報道室長発内閣記者会宛申入れ」(以下「文書1」という。)及び「内閣官房長官記者会見要旨(平成30年12月26日午前)」(以下「文書

2」といい、併せて「当該文書」という。)は、処分庁において、口頭に よる決裁を経て作成された文書である。当該文書は、決裁文書処理簿への 登録を要する文書ではなく、決裁書による決裁手続は行っていないことか ら、審査請求人が求める決裁文書処理簿は存在しない。

したがって、本件開示請求に対し不開示の決定を行った原処分は、妥当である。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求の趣旨として「不開示決定の取消し」を主張 している。

しかしながら、上記2で述べたとおり、審査請求人がその存在を主張 する当該文書に関する決裁文書処理簿は当初より存在しないため、審査 請求人の主張には理由がない。

したがって、原処分を維持することが妥当である。

(2)審査請求人は、審査請求の理由として「関連部局を探索の上、発見に 努めるべきである」旨主張している。

しかしながら、上記2で述べたとおり、当該文書は、内閣広報室において口頭による決裁を経て作成された文書であり、他の部局は作成に関与していないため、他の「関連部局」を探索する必要がなく、既述のとおり、審査請求人がその存在を主張する当該文書に関する決裁文書処理簿は存在しないため、審査請求人の主張には理由がない。

したがって、原処分を維持することが妥当である。

4 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、 処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持され るべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年4月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和3年3月16日 審議
- ④ 同年4月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は 原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の 保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)諮問庁の上記第3の2及び3の説明について、当審査会事務局職員を して諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり補 足して説明する。
 - ア 内閣官房長官記者会見の様子は、インターネットによる動画配信の みならず、民放テレビ局のライブ配信などによっても国内外に発信さ れており、内閣官房長官の発言に加え、記者の質問も、国内外で直ち に視聴可能である。

このような中、内閣官房長官記者会見において、記者から事実に基づかない質問をすることが繰り返し行われ、内外の幅広い層の視聴者に誤った事実認識を拡散させ、内閣官房長官記者会見の本来の趣旨が損なわれることが懸念される事態が発生したことを背景に、内閣官房長官記者会見を主催する内閣記者会に対し、こうした懸念を共有いただくとともに、記者会見において正確な事実に基づく質問を心掛けていただくよう協力を求める申入れを行う目的により、総理大臣官邸報道室において文書1を作成し、発出した。

また、文書2は、内閣官房長官記者会見の内容の記録を目的として、 総理大臣官邸報道室において作成したものである。

イ 文書1及び文書2の決裁の手続は、内閣官房文書取扱規則(平成2 3年3月30日内閣総理大臣決定。以下「文書取扱規則」という。) に基づき行っている。

決裁文書の作成については、文書取扱規則20条1項において、「決裁文書(略)は、文書管理システム(略)上の起案様式を用い所要の事項を記入して、起案する。ただし、内閣総務官が別に定める事由に該当する場合には、所定の起案用紙を用いて起案することができる。」と規定し、同条2項において、「前項の規定に関わらず、図書、刊行物の供覧等簡易な決裁文書は、文書管理システム上の起案様式又は所定の起案用紙(略)を用いないで決裁を求めることができる。」と規定しており、文書1及び文書2は、同項に基づき文書決裁を不要としているものである。

ウ 文書1のように、通常の行政実務において日々作成される文書決裁 の手続を伴わない行政文書の作成及び決裁については、文書取扱規則 に特段の規定を置いていない。

総理大臣官邸報道室において文書決裁の手続を経る文書の例としては、政府として閣議決定を要する質問主意書に対する答弁書案に関する文書や、情報公開請求に対する開示等決定の行政処分案に関する文書が挙げられる。文書 1 が外部機関に対し単に協力を求める旨の意思を付記したにすぎない文書であるのに対して、上記の質問主

意書に対する答弁書案に関する文書や情報公開請求に対する開示等 決定の行政処分案に関する文書は、政府としての決定を行う重要な 文書であり、また、行政処分を行う決定をするための重要な文書で あるという点において、大きく性質の異なる文書である。

また、文書2については、内閣官房長官記者会見要旨は、毎日実施する定例記者会見及び臨時で行うこととなった臨時記者会見の度に毎回作成しているものである。したがって、文書2もそうした日々の日常業務の一環として作成していたものであり、その内容及び体裁も、他の内閣官房長官記者会見要旨と何ら変わるところはない。

したがって、文書1及び文書2(当該文書)のいずれについても、 総理大臣官邸報道室長が内閣広報官に対しこれらを提示し、口頭で判 断を仰ぎ作成したものであって、文書(決裁書)による決裁手続は行 っていない。

なお、これまで、当該文書と同じ主旨の文書について、文書決裁を 経た事例は、現在確認できる限りにおいて存在しない。

- エ 次に、決裁文書の登録については、文書取扱規則21条において、「起案者は、起案した決裁文書を文書管理システム上に登録した後、決裁の手続をとる。ただし、内閣総務官が別に定める事由に該当する場合には、決裁文書処理簿への登録をもって文書管理システム上の登録に代えることができる。」と規定している。文書取扱規則20条1項ただし書及び21条ただし書の「内閣総務官が別に定める事由」とは、秘密決裁文書等に該当するもの、国家安全保障局に係る一部のもの、至急に処理する必要があるもの及びそのほか部局の事務を掌理する者がやむを得ないと認めるものを指すものであり(内閣官房文書取扱規則20条1項及び21条の内閣総務官が別に定める事由(平成26年10月1日内閣総務官決定))、本件のように口頭による決裁の場合は、決裁文書処理簿に登録することは義務付けられていない。
- オ 上記アないし工のとおり、当該文書のいずれも、文書取扱規則20 条2項に基づき、文書決裁を経ずに、口頭で決裁を求めたものである。 そのため、当該文書のいずれも、文書取扱規則21条に基づく文書管 理システムへの登録及び審査請求人が主張する決裁文書処理簿への登 録は行っていない。
- カ 本件審査請求を受け、念のため、本件開示請求を受けた際と同様に、 当該文書の担当室である総理大臣官邸報道室の執務室、書庫及び共有 フォルダ内のデータ等並びに同室関係職員の個人フォルダ内を改めて 探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在を確認することはで きなかった。

(2) 検討

諮問庁から文書取扱規則及び上記(1)工掲記の内閣総務官決定並びに当該文書の提示を受け、当審査会において確認したところによれば、上記(1)アないし工の諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、当該文書のいずれについても、総理大臣官邸報道室長が内閣広報官に対しこれらを提示し、口頭で決裁を求め作成したものであって、文書決裁を経ておらず、決裁文書処理簿に登録していない旨の上記(1)オの諮問庁の説明は、否定し難い。

また、上記(1)カの探索の範囲等は、特段問題があるものとは認められない。

したがって、内閣広報室において本件対象文書を保有しているとは認 められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、内閣広報室において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣,委員 池田陽子,委員 木村琢麿